平成２１年（フ）第５２１号
神奈川県伊勢原市東大竹２丁目８番地の12　ポートボナール333号
債務者　和嶋　里枝
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５３２号
神奈川県平塚市御殿２丁目17番１―204号　市営住宅
債務者　久保田ナルミ
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６８号
京都府亀岡市大井町かすみケ丘13番７号
債務者　西山　陽子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第３１号
静岡県掛川市中959番地　中雇用促進１―104号
債務者　藤田　大輔
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月14日午後１時30分
静岡地方裁判所掛川支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２１年（フ）第１５７７号
名古屋市千種区千代が丘１番107―401号（千代が丘団地）
破産者　上田　　猛
1　主文　当裁判所が平成21年３月27日午後５時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、債務者の住所につき「名古屋市千種区千代が丘１　千代が丘団地１－７－401（住民票上の住所）大阪市大正区泉尾１丁目31番６号」とあるのを「名古屋市千種区千代が丘１番107―401号（千代が丘団地）」と更正する。
2　決定年月日　平成21年７月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１５７８号
名古屋市千種区千代が丘１番107―401号（千代が丘団地）、住民票上の住所堺市北区百舌鳥赤畑町３丁136番地２　グランドメゾンもず608
破産者　上田　謙介
1　主文　当裁判所が平成21年３月27日午後５時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、債務者の住所につき「名古屋市千種区千代が丘１　千代が丘団地１－７－401」とあるのを「名古屋市千種区千代が丘１番107―401号（千代が丘団地）」と更正する。
2　決定年月日　平成21年７月30日
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第７８６号
福岡県筑紫郡那珂川町松木１丁目136番地
破産者　すばるメディア株式会社
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第８６号
最後の住所宮城県岩沼市たけくま２丁目22番２―106号
破産者　亡高橋良昭相続財産
1　決定年月日　平成21年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２４３号
千葉県松戸市金ケ作299番地の22
破産者　溜井　秀行
1　決定年月日　平成21年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２０年（フ）第２４６号
神奈川県横須賀市津久井３丁目18番15号
破産者　石渡たよ子
1　決定年月日　平成21年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第８４号
神奈川県横須賀市森崎１丁目２番17号　森崎栄田ビル2006
破産者　ケイエス設計企画有限会社
1　決定年月日　平成21年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２０年（フ）第４４７号
広島県福山市新涯町５丁目10番28号
破産者　株式会社デック細間
1　決定年月日　平成21年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２０年（フ）第３０２号
山口県下関市長府扇町４番29号
破産者　株式会社魚蔵
1　決定年月日　平成21年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４７９号
東京都武蔵野市吉祥寺本町４丁目27番27号
破産者　那須　　卓
1　決定年月日　平成21年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１６２号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏4109番地15
破産者　株式会社湯田中大野屋
1　決定年月日　平成21年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

破産手続終結

平成１９年（フ）第７３４号
佐賀市神野東４丁目12番12号
破産者　有限会社勤労者トラベルセンター
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第５４８号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町石動2180番地１
破産者　有限会社石松石油
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
佐賀地方裁判所民事部破産係